三重大学医学部附属病院 病院長 伊佐地秀司 殿

> 三重大学医学部附属病院監查委員会 委員長 鈴 木 明

令和2年度三重大学医学部附属病院監査委員会報告について

三重大学医学部附属病院監査委員会規程第2条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

三重大学医学部附属病院監査委員会規程第2条に基づき,三重大学医学部附属病院における医療に係る安全管理の状況について,以下のとおり管理者等からの説明の聴取及び関係資料の確認, また,現場を巡視することによって現状を確認する方法により,監査を実施した。

〇日 時: 令和2年9月30日(金)13:30~15:30

○場 所: 三重大学医学部附属病院 外来棟5階大ホール

○委員長: 鈴木 明(浜松医科大学医学部附属病院医療安全管理室特任准教授)

委 員: 片山 眞洋(片山法律事務所弁護士)

委員: 小池 敦(三重県立看護大学看護学部教授)

委員: 奥野 正義(中部電力パワーグリッド株式会社調査役)

2. 監査の内容及び結果

(1) 医療に係る安全管理のための体制の確保に係る措置について

三重大学医学部附属病院における医療に係る安全管理のための体制(医薬品及び医療機器の安全管理を含む。)の確保に係る措置について,医療安全管理責任者から次の項目を中心に説明を受け,適正に行われていることを確認した。

- ・リスクマネージメントマニュアルの改訂内容
- ・ハイリスクな医療行為に対する認定資格制度として運用している「一般病棟における注射用カリウム製剤の5倍希釈法」と「処置時の鎮静および鎮痛における観察者」の資格制度の概要及び認定までの流れ

(2) ICU 入室患者の監査について

ICU 入室患者に対するカルテ監査の実施の背景とその方法等の報告があった。ICU に入室した患者の中で、一定の基準を満たした患者のモニタリングが行われており、すべての患者を監査することが難しいなかで、監査の方法として効率よく実施のできる制度設計がなされており、結果を数字として示しているため、フィードバックを行うにも有用であることを確認した。

(3) 臨床倫理コンサルテーションチームについて

臨床倫理コンサルテーションチームの活動内容とその状況についての報告があった。医療安全管理部のみで対応するのではなく、緩和ケアチームの看護師や臨床心理士、医療ソーシャルワーカーなどの多職種とともに活動することで、患者さんとそのご家族に対して広い視野で対応が可能となったことを確認した。

(4) その他

医師の不正による診療報酬不正請求に関する事案が発生していることに伴って、周術期管理を担当する医師の人員不足への対応や患者様への健康被害の状況などに関して医療安全の視点から意見交換を行い、全身麻酔手術に関しては麻酔管理専従の医師を必ず配置する手術室体制を堅持しており手術件数も制限していること、患者様への不必要な薬剤の投与は行われておらず健康被害は発生していないことを確認した。

また、「医療安全管理体制全般」、「医薬品の医療安全管理体制」、「医療機器の医療安全管理体制」について病院長、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者等と意見交換を行い、医療に係る安全管理が適切に行われていることを確認した。

3. 総括

三重大学医学部附属病院の医療安全に係る業務について監査を実施した。適正な管理がなされていると認める。